

障がい者就労支援企業認証制度

「障がい者就労支援企業」に登録しませんか！

障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業を「障がい者就労支援企業」として認証します。

認証取得のメリット！

■北海道働き方改革推進企業認定制度で加点評価

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」で、本制度のポイントに応じて1～3点の加点評価



■融資（制度融資）

- 認証2ポイントの取得で「中小企業総合振興資金」のステップアップ貸付の融資対象
- 北海道信用保証協会の「未来につなぐ地域社会応援保証制度」の融資対象

■総合評価競争入札における加点評価

- 価格のみで落札企業を決定するのではなく、認証取得企業については認証ポイントを加点評価
- ※対象業務：道の一部委託業務等

■随意契約等の配慮

- 随意契約や入札における対象事業者選定に配慮

認証基準

1～6の取組に応じて認証ポイントを取得できます！

（認証には、障がい者雇用率が2.3%以上であることが必要です。）

1. 障がい者雇用率 [雇用率2.7%以上]

【特例子会社】障がい者雇用率 60%以上

【就労継続支援A型事業所】

重度障がい者雇用割合（重度障がい者雇用者数 ÷ 全障がい者雇用者数）10.0%以上

※サービス利用者を除いた職員で算定を行うほうが有利の場合は、従前の方法による。

2. 無償により障害者就労施設等の製品販売スペース提供

3. 障害者就労施設等への優先発注[年額50万円以上]

4. 障がい者の職場実習の受入

5. 障がい者の職場定着 [平均雇用継続期間1年6ヶ月以上]

6. その他

障がい者の就労支援に特に寄与する取組として有識者委員会で認められたもの

[ジョブコーチの配置、無償での製品のネット販売など]

北海道認証



障がい者就労支援企業

多く障がい者を雇用しています

★★★★

認証マーク

認証基準に応じて、認証ポイント
(☆の数で表示)取得

認証の対象者

道内に事業所を有する企業又は協同組合

認証の要件

障がい者雇用率が、法定雇用率以上であって、障がい者の就労支援の取組を継続的に実施していること

認証の有効期間

認証取得の日から3年間

お申込み・詳細は道庁ホームページで

北海道 障がい者 企業

検索



北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係

TEL: 011-231-4111 内線25-730